

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

指定医について

- 「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」といいます。）が成立し、平成27年1月1日から、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されています。
- 新制度では、医療費助成の申請に必要な診断書を作成できるのは、知事等の指定を受けた指定医に限ります。
- 指定医の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。

指定医の要件

- 診断又は治療に5年以上従事した経験（臨床研修期間を含む）がある医師のうち、次の①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 学会が認定する専門医（別添参照）の資格を有すること
 - ② 知事等が行う研修を修了していること

指定医の申請手続等

【申請手続】

- 指定医の申請は、勤務する医療機関（診断書を作成する可能性のある医療機関）の所在地である小児慢性特定疾病医療費助成実施主体（奈良県内の場合は奈良県・奈良市）へ行ってください。
※難病の指定医と申請先が異なる場合がありますので、次頁の「指定医申請の流れ」をご覧ください。
- 次の書類を下記提出先に提出してください。（郵送可）
 - ① 小児慢性特定疾病指定医指定申請書
 - ② 経歴書（④の専門医の資格を証明する書類を添付する場合は不要）
 - ③ 医師免許証の写し
 - ④ 専門医の資格を証明する書類の写し（専門医の資格を有する場合のみ）

申請書様式は奈良県等のホームページに掲載しています。

（奈良県）<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=37500>

（奈良市）<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1160983541646/index.html>

【提出及び問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部医療政策局

健康推進課 母子・保健対策係 電話：0742-27-8661

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号

奈良市保健所

保健予防課 医療給付係 電話：0742-93-8397

【留意事項】

- 指定後、奈良県等から指定通知を送付します。
- 指定を行った指定医の氏名、主たる勤務先の医療機関の名称・所在地、担当する診療科名を、上記の奈良県等のホームページで公示します。
- 指定の有効期間は5年間です。

小児慢性特定疾病指定医の申請の流れ

例)一人の医師が複数の医療機関に勤務し、診断書(医療意見書)を作成する場合

(医療機関の所在地)

